

京丹後市 避難所・避難場所一覧（大宮町版）



◎指定緊急避難場所（風水害）

緊急

台風、大雨災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。

お住まいの地域	施設の名称	所在地
口大野・周枳・河辺・善王寺	大宮第一小学校（体育館）	大宮町周枳 1552
口大野・奥大野・三重・三坂・周枳	大宮中学校（体育館）	大宮町口大野 216
上常吉・下常吉	上常吉公民館	大宮町上常吉 1239
奥大野・谷内・三坂	谷内公民館	大宮町谷内 2348
三重・森本	森本公民館	大宮町森本 1399-1
五十河・延利・久住・明田・新宮	五十河地区基幹集落センター	大宮町延利 414-1

◎指定緊急避難場所（地震）

緊急

地震災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。



お住まいの地域	施設の名称	所在地
口大野・周枳・河辺・善王寺	大宮第一小学校（体育館）	大宮町周枳 1552
口大野・奥大野・三重・三坂・周枳	大宮中学校（体育館）	大宮町口大野 216
奥大野・谷内	大宮南小学校（体育館）	大宮町奥大野 72
上常吉・下常吉	上常吉公民館	大宮町上常吉 1239
奥大野・谷内・三坂	谷内公民館	大宮町谷内 2348
三重・森本	森本公民館	大宮町森本 1399-1
森本・延利・明田	大宮第三体育館（旧大宮第三小学校）	大宮町森本 782
五十河・延利・久住・明田・新宮	五十河地区基幹集落センター	大宮町延利 414-1

◎指定緊急避難場所（大規模な火災）

緊急

大規模な火災が発生した時の一時的な避難場所です。

お住まいの地域	施設の名称	所在地
口大野・周枳・河辺・善王寺	大宮第一小学校（グラウンド）	大宮町周枳 1552
	防災広場（大宮北保育所横）	大宮町河辺 4713-3
口大野・奥大野・三重・三坂・周枳	大宮中学校（グラウンド）	大宮町口大野 216
奥大野・上常吉・下常吉・谷内	大宮南小学校（グラウンド）	大宮町奥大野 72
森本・延利・明田	大宮第三体育館（旧大宮第三小学校）	大宮町森本 782
五十河・延利・久住・明田・新宮	五十河地区基幹集落センター	大宮町延利 414-1

【注：大規模な火災については、その施設のグラウンド等の屋外を避難場所とします。】

◎福祉避難所

緊急

避難に特段の配慮が必要な避難者の優先的な避難所です。

施設の名称	所在地
大宮こども園	大宮町周枳 167
大宮北保育所	大宮町河辺 4713-8

◎地区避難所

緊急

地域の状況により、地元自治会などが開設する自主避難所です。（津波、大規模な火災は想定していません。）

施設の名称	所在地	風水害	地震
口大野公民館	大宮町口大野 889	○	○
奥大野公民館	大宮町奥大野 580-1	○	○
三坂公民館	大宮町三坂 84	○	○
五十河公民館	大宮町五十河 340	○	×
周枳公民館	大宮町周枳 643	○	○
河辺公民館	大宮町河辺 2342	○	×
善王寺公民館	大宮町善王寺 1058	○	○



◎指定避難所

2次

災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所です。

施設の名称	所在地
大宮中学校	大宮町口大野 216
大宮南小学校	大宮町奥大野 72
大宮第三体育館（旧大宮第三小学校）	大宮町森本 782
大宮第一小学校	大宮町周枳 1552



※注意事項

- 自宅からの避難経路等を確認し、安全に避難できる場所を選んでください。
- 大雨により浸水等が発生し、屋外に出ることがかえって危険な場合は、屋内のできるだけ高い場所（2階等）へ避難する「垂直避難」も有効です。

お問い合わせ先



京丹後市

総務部総務課

TEL：69-0140／FAX：69-0901

京丹後市峰山町杉谷889番地

市長公室大宮市民局

TEL：69-0712／FAX：64-5000

京丹後市大宮町口大野226番地

（平成31年3月1日）

災害が起きたら「指定緊急避難場所」へ

災害の危険から緊急に逃れるための場所です

災害が起きたとき、または、災害の危険性が高まったとき、まず逃げる先は、風水害、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定された「指定緊急避難場所」です。

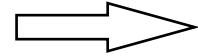
まず、「指定緊急避難場所」に逃げて、自分の命を守ってください。

①大雨・台風など・・・



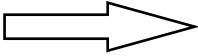
基本姿勢は、
危険になる前の早期の避難

避難所まで
避難できるとき



指定緊急避難場所
(風水害)

避難所まで
避難できないとき

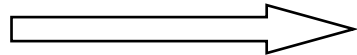


2階以上
に避難



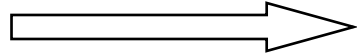
自宅など

②地震・・・



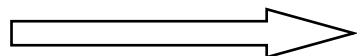
指定緊急避難場所
(地震)

③地震などによる津波・・・



指定緊急避難場所
(津波)

④地震などによる火災・・・



指定緊急避難場所
(大規模な火災)

地域の状況により開設する「地区避難所」

地元自治会などが開設・運営する避難所です

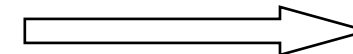
地域の状況により、区などが開設する避難所です。

地区により開設時期が異なりますので、区若しくは市に確認してください。

被災した方が生活をするための「指定避難所」

被災者が避難のために必要な間、滞在するための避難所です

災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、または、災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する避難所です



指定避難所



「福祉避難所」

要配慮者の方が避難していただくための避難所です

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が、緊急避難または避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人を優先的に受け入れる避難所です。

災害状況により、避難する避難先が異なります。

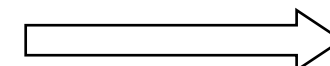
まず、命を守るために

指定緊急避難場所

地区避難所

福祉避難所

被災状況により、
避難生活が必要になったとき



指定避難所